

地域子育て支援だより No.3

～認可保育施設と認可外保育施設の違い～



西東京市子育て支援部 幼児教育・保育課 令和 5年 5月 発行

認可保育施設

国が定めた認可基準を満たしている施設です。
就労などの教育・保育給付認定が必須となります。



市に申込みが必要です(保育課手続き)

認可
保育
所

公設公営保育所

10施設

- ・保育所の施設や運営を市が行います。

公設民営保育所

5施設

- ・保育所の施設は市、運営は民間が行います。

私立保育所

28施設

(分園含む)

- ・社会福祉法人や株式会社などが運営を行います。

小規模保育事業所

22施設

- ・3歳未満児対象、定員が6人以上19人以下の施設です。

家庭的保育事業所

1施設

- ・3歳未満児対象、定員が5人の家庭的な保育施設です。

※合計66施設です



料金

- ・認可保育施設は同一の算定方法です。
(上限は73,200円です)
- ・世帯の市民税の所得割額の合計で決定します。(きょうだい割引あり)
- ・3歳児クラス以上は、無償化により、保育料は0円、給食費は実費をお支払いいただきます。
(園による差異あり、所得等による減免あり)

- ・3歳児以降は、幼稚園や認可保育所へ進級します。
- ・認可保育所へ進級を希望する際は、再申請が必要です。
- ・入所選考の際、卒園ポイントが加点されます。

地域
型
保
育
事
業
所

幼児教育・保育課に申請して、申し込みができる施設は合計66施設です。まずは自宅からの距離を考えて、通える保育園をピックアップしましょう。見学等情報収集して、行きたい順番に順位をつける方法をお勧めします。自分なりの候補園リストを作っておくとよいでしょう。認可保育施設は、第8希望まで申請できます。さらに地域型保育事業所については、第9・第10希望まで追加できます。地域型保育事業所の方が第一次審査で入りやすい傾向もありますので、検討の際、候補に入れることをお勧めしています。

認可外保育施設

認可施設以外の保育施設のことです。さらに、①東京都や国が一定の基準を設けて運営費に補助を行っている施設。②完全な認可外に分かれます。ここでは①を紹介します。

直接施設に申込みが必要です。

認証保育所

10施設

- 都が設置を認証し、市町村とともに指導する施設です。
- 全施設で0歳児から保育があります。
- 全施設において、13時間の開所を基本としています。
- 保育所についての重要事項は、随時情報提供されています。
- 情報公開によりニーズにあった保育所が選べます。
- 利用者と保育所が直接利用契約できます。
- 料金は上限が決まっています。
(上限：月220時間以下の利用の場合の月額は、0～2歳児は80,000円、3～5歳児は77,000円です。)
- 都独自の基準が設定され、適切な保育水準が確保されています。

料金

- 各施設で異なります。
- 市の助成金制度の対象です。
- 保育の必要性の認定を受けている場合は、無償化の対象となる場合があります。

定期的利用保育事業所

2施設

- 保護者の就労形態が多様化している中で、保護者の働き方に応じた保育の実態（保育需要）に応えるため、児童を一定程度継続的（月単位で複数月）に保育することで、安心して子育てができる環境を整備することを目的とした事業です。

企業主導型保育事業

2施設

- 企業が従業員の子どもの預かるために設置された保育所ですが、地域の方も利用できます。ただし、利用にあたっては保育認定の申請が別途幼児教育・保育課に必要です。（国の基準に基づいて運営されています。）

- 認可外保育施設には、認証保育園をはじめとして、様々な種類の施設があります。施設をご利用になりたい場合は、直接保育施設に連絡をして、利用手続きをしてください。
- 保育料やその他の経費は、各施設で決めていて、施設ごとに保育料金に違いがあります。詳しくは、各施設に問い合わせをして、確認してください。

認可外保育施設は、市外の施設でも通うことができます。

西東京市近隣の認可外保育施設（認証保育所・企業主導型保育事業等）の資料は、幼児保育・保育課にあります。必要な方はお声をおかけください。

- 料金は、各施設で異なります。
- 市の助成金については、所得やきょうだいの有無により異なります。窓口で確認してください。

